

東大寺領 美濃國 大井莊 (下)

中 村 直 勝

四 莊 司 の 任 免

本莊の莊司に如何なるものありしか。その事に就きては言ふまでもなく、時代の降下に從ひて漸次複雑なる組織に進展せしものなるは言ふまでもなき事ながら、今、所論の便宜上、假りに一時代を抄出して之を觀察せんとす。而してその目的に恰好のものは『東大寺續要録』寺領章に收むる建保二年五月の東大寺寺領注進なりとするを以て、次にそれを抄録す。なほそれは大井莊の面積其他を知るにも最も都合よきものなれば煩雜ながら抄出すべし。

美濃國

大井庄

見作田百七十二町二反百四十歩

損田十八町六反百廿歩

得田百五十三町六段廿歩

除田四十町八反二百四十歩

津田四町

寺田三反

例二王講田八反二百四十歩

長田大般若經田一町

下司三町

檢校三町

別當三町

權別當二町 惣追補使二町 有司十人十町 定使五反 案主二町 徵使二人一町各五反 預所佃六町

目代二町二反

定田百十二町七反百四十步

所當御地子綱百六十一疋七尺 定別七段定

此外絲綿桑代等在之、此大旨也

とあるものにして、茲に記さるゝ計數は正確に算出せられたり。

右によれば大井莊の莊司としては下司、檢校、別當、權別當、惣追補使、定使、案主、預所、目代の外に徵使二人、有司といふもの十人ありしを知る。而して其の中に於て權別當、惣追補使、案主、目代、徵使等は他の場合に所見なく、他の場合には專當<sup>1)</sup>、公文、田所<sup>2)</sup>等が却つて活躍せるが如く、殊に鎌倉時代末期にありては、その公文・田所に下司が加はつて下司、田所、公文の三者にてすべての莊務は掌握せられ、之を呼ぶに、三職又は沙汰人の名を以てせり。なほその外に有司十人と言へるものあり、そは永仁三年六月の大井莊檢注名寄帳によれば、有司分と注せる中に眞門・眞綱・國恒の如き當時「兵士」と言はるゝ人々を記名せるを以て、有司なるものゝ意味と、その莊司としての地位を察知し得べし。而して以上の中に於て本莊の場合に特に研究さるべきは下司職及び兵士なりとす。

〔註〕 1 研究室第九冊、康平元年九月廿一日大井庄解及び筒井英俊氏所藏東大寺文書永仁三年六月日大井庄檢注名寄帳(其二) 2

研究室第十一冊、文保二年八月十八日大井庄法花會料注進狀及東京帝國大學所藏東大寺文書第十三卷所收正慶二年二月四日

大井庄法花會料結解狀 3 同上及び筒井氏所藏東大寺文書永仁三年六月大井庄檢注名寄帳(其一)

大井莊の莊司中、複雑なる推移を示すものを下司職なりとす。而してその下司職は天治二年八月十日東大寺政所の補任狀<sup>1)</sup>によりて散位大中臣則平が補任せられたるを史料の初見とす。思ふに康平元年九月廿一日大井莊解<sup>2)</sup>に專當僧恒久と共に署名せる莊別當大中臣氏、康和三年二月廿八日に莊別當に補任せられたる大中臣清則<sup>3)</sup>は其の祖先に當る人々なるべく、恐らく南都より莊別當として、東大寺衆徒を代表して、本莊に下向せし人ならん。

下司職は其後大中臣則綱を経て康則の手に傳はれり。然るに康則は其妻妙蓮との間に二女を得たり其の嫡女に奉則なる婿ありしかば、下司職は父康則の次はその婿奉則に傳はりたり。然るに承元二年に至りて後家妙蓮より異論を申出し、奉則の傳承を不法となし、その事由を本家たる東大寺に訴へしを以て、東大寺に於ても審理を加へ、雙方の申狀を具に研究し、「要するに後家の申狀、其の理由なきに非れども、指したる證據の文書あるにも非ず、所詮はこれ康則妙蓮夫妻の不和の來す所なるが、現在婿奉則は康則の讓を得て下司職たる以上、後家の申出の如く、兩方を相立つ事も先例なき新儀なれば<sup>4)</sup>、在來の如く奉則を以て當職となす事に決定すべし」との別當宮道尊の御教書は承元二年十月五日を以て大威儀師御房に宛て、下されたりしが、なほ異論異議續出したりと見え、越えて四年三月廿一

日には、それを改めて康則の二女大中臣氏を以て之に補任すべき御教書は出され、同年四月六日秋友を以て任命する事にせられたり<sup>7)</sup>。而して茲に初めて姿を現はせし平秋友(明友とも書かる)とは、康則の次女(奉則の妹)が生みし女の婿なる事、後出の文書によりて明かにし得たり、即ち康則次女は母妙蓮と心を協して、其婿朋友をして權利を主張せしめ、やゝ成功せしものゝ如し。かくして大井莊の下司職は鎌倉初期に至つて奉則と明友との間に係争を生ずるに至りしが、それが如何に進展するかに就いて、以下少く觀察せんとす。

前掲承元四年三月廿一日附御教書は預所大威儀師の署名によりて出されたが、その預所は前掲承元二年十月五日御教書の受取人たる大威儀師と同人にして、それは『東大寺別當次第』によれば建仁二年七月別當大僧正延果が其の任初に大井庄預所を法性寺之房に興へし事を明記せるその預所を指すものたるは言ふまでもなし。

承元四年四月十七日別當道尊の辭退について前法務權僧正成實は第九十二代の東大寺別當に補任せられ、八月廿五日を以て南都に入り、廿八日拜堂を遂げたり。寺領を預れる莊司の係争は、かゝる際に特に新に表面化さるゝに至るを常とし、殊に敗訴の愁に悲める側の爲めには、絶好の機會なり。されば大井莊下司職の如きも、即ちこの別當交代の機を見逃さざりしが如く、大中臣奉則はさきに寺家が秋友を下司職に補任したりし事の不法を稱へてその改變を求めたりしかば、新に別當たりし勸修寺

僧正成實は拜堂の日を以て、奉則の請を容れ、彼に對して下司職補任狀を發するに至り、<sup>8)</sup>ますます事  
件を紛亂せしむるの端を發せり。

〔註〕 1 新撰美濃志所收 2 研究室第九冊 3 新撰美濃志所收同日東大寺政所補任狀 4 後家の申出が如何なるものなりしやを明  
かにし得べき史料に缺く。されども、後に現はるゝ所より推考すれば、平明友なるものと奉則とを交替に其職を襲がしめん  
とするもの、如し 5 影寫本第七冊、又は研究室第九冊に收む 6 東京帝國大學所藏東大寺文書及村井氏寫本『東大寺文書』  
坤所收 7 村井氏寫本『東大寺文書』坤所收 8 東大寺百卷文書第五十六號所收承元四年四月廿八日補任狀

然るに大井莊に關しては、また別の權力者の勢を及ぼせるものあり。即ち鎌倉幕府の支配下に屬し  
其の勢力を背景とせる地頭が、本莊にも關與するに至りし事なり。『東大寺要録』によれば建久八年六  
月八日別當覺成は幕府に請ひて大井庄地頭職の停廢を求めたる事ありしが、未だ實現せざりしと見ゆ。  
當時比企判官其の地頭職たりしかば、平明友は其の緣故を辿りて、下司職補任の事を鎌倉に訴ふ所あ  
り、大井尼(妙蓮の事ならん)なるものもまた秘かに下司職の事に關して、大江廣元に嘆願する所あり  
たり。これ、蓋し、明友への下司職傳領を何とかして確保せんとする努力と言ふべきなり。然るに幕  
府に於て其の申請に就いて審理を遂げ、「這次の地頭職は既にさきに幕府より之を東大寺に奉獻した  
るものなる以上、今更らしく關東の口入すべきものに非ず、宜しく寺家一圓の土地として朝廷並びに  
寺家に於て、裁許あるべき」ものなる事を、或は將軍實朝の御敎書を以て、<sup>1)</sup>或は大江廣元の名により

て出されたる政子の命令を、それぞれ寺家並びに莊家に傳へたりしかば、東大寺公文所は下文を下して「早停止明友非論、如元以奉則、爲其職、臨時恒例之寺役、不可令違亂之狀、所仰如件」とし、却つて明友の敗訴に歸したりしが如し。然るに大垣市史所引新撰美濃國所收の建曆元年七月廿七日東大寺政所下文によれば、此時平明友は下司職補任が確保せられし事を記せり。それに次で東大寺百卷文書第廿二號所收の建曆元年十二月東大寺政所下文によれば、その十二月に大中臣奉則は改めて大檢校職に定補せられ、「永爲子孫相傳之職、他氏不可相交」付公私施能治抽忠勤「會料以下大小年貢雜事敢無違亂可令弁進」專廻庄家安堵之計、彌爲寺家、可致丁寧の四條件を附せられたりし事を明かにし得。これ蓋し大中臣、平兩氏の間にて、下司職と大檢校職とを和與したりとも見られざるには非れども、翌二年正月再び奉則は「如元補彼職」として下司職に任せらるゝものありて、其の關係極めて繁雜にして難解なり。思ふに、恐らくこれはさきに下司職に補任せられたる明友が、任料を上納せざりしか、或は他に何等かの理由のあるによりて、明友は折角下司職に補任せられしにも拘らず、茲に改易せられ反對側の奉則が、改めて任命されしものと解し得べきに非るか。而して奉則もまた、其後一時其の職を去りたりしが、次代の別當定範の時、奉則の下司職は重代相傳職たるの故を以て奉則に還補せられたりしは、建保六年九月五日なりとす。

〔註〕 1 東大寺要錄卷一及研究室第十冊 2 東大寺要錄卷一 3 研究室第十冊 4 東大寺百卷文書第廿二號所收東大寺政所下文

承久役は公武がそれ／＼の地位と將來とを賭しての闘争たりしだけに、其の勝敗の影響する所も、全國的にして且つ總體的なりしなり。承久三年七月廿六日幕府は早くも戦役の勳功行賞に關して沙汰する所あり。政府に於ても、廿七日附を以て、東大寺以下の社寺領莊園に對する武士の狼藉を停止すべき事を、諸國々司に命じ、其の仔細を東大寺にも通達し來り、その中に東大寺領二十三箇所を注記せるものあるが大井莊も亦、其中に含まるゝを見る。乍併、大井莊は、此時下司大中臣奉則の處置よろしきを得たるために、幕府に沒收せらるゝ事もなく、寺領として寺家の手に安全に残りしを以て、東大寺は同年十月日預所の下文を以て「去亂逆之間、偏依奉則等計候、御庄安穩之條、不及子細、雖可行不次勸賞、無指便宜」を以て從來本莊より寺家に提出しつゝありし「新夫代絹」を奉則に永代下附し、其の所得とすべき事を下知して大に彼を賞せり。『東大寺別當次第』によれば、さきに法性寺之房に渡されし大井莊預所職は承久四年四月に別當に還任せられし前法務僧正成實の任中に、別相傳の由を稱して宣旨を賜ひ、法性寺之房の手より移されて上願院に寄附せられしも、次の別當道尊の時に、また上願院の手より奪はれて、それを寺務に返附せられし事を記せり。

その事に關しては、次の事を知る必要あり。即ち社寺領の監理の方法として、社寺の所領は、一社一寺の全部がそのまゝに一個の集團となり、その力によりて、社寺領全部を統制するものに非ずし

て、寺院ならば其の塔頭に、神社ならばその社家の仲間に、一莊又は數莊の監理權を附與し、以て責任を帯びて統御すべき領地を配分せしものにして、その責任者を預所と稱したるを、通例とする所なり。その事に就ては既に吾人の別に論ずる所ありたりしかば、今は詳説を須ゐざるべきも、今の場合、茲に見はるゝ預所の如きは即ちその適例にして、一時上願院等の手に歸せしものを、嘉祿安貞の時代の別當道尊が、それを再び寺務の手に復せしものと解すべし。されば道尊は今後東大寺別當にして且つ大井莊預所たりしものなり。従つてその別當辭退の日、安貞二年七月廿七日に、本莊の下司職を改めて大中臣奉則に安堵して、問題を後に残さざらんとせり<sup>3)</sup>。而してその道尊の掌中にありし預所職は此の時木工權助惟宗朝臣なる俗人に歸したりと見え、大井莊下司職に關する惟宗朝臣の下文は、寛喜三年六月六日を以て、庄官住民等に下されたりき<sup>4)</sup>。

かくて久しく係争中なりし下司職は、大中臣奉則に安堵され、莊家や、靜謐に歸したるが如く見えしも、幾程もなくして再び奉則と平明友との間に、論争は惹起さるゝに至れり。國史研究室所藏東大寺文書中に、後半を缺けるを以て何年のものなるやを明かにし得ざる一通の勘申狀あり。その冒頭に「右被 北白河院令旨備……」の文あるを以て、貞應元年七月十一日以後嘉禎四年十月三日以前のものたるは疑なく、文意よりすれば、寛喜末年のものとするべきが如し。而してその中に今年三月廿三日の問注記なるものを引用せり、曰く、「教圓(平明友の道名)に問ふて曰く、奉則の訴狀によれば、抑々



當庄は、奉則の先祖荒野を開發して東大寺の御領に寄進したるものにして、庄を得てより既に四百年餘を経たるものなるが、下司職は寄進の當初より相傳の今に至るまで、大中臣氏が傳領する事既に八代に及び、一代も他姓を相交ゆる事なし。然るに奉則の父康則のときに、女兒のみとなり相續すべき男兒なきに至りしかば、康則のその父則綱の言はく、康則の舍弟宗□の妻、目下懷妊中なれば、その生るゝ幼兒にしてもし男兒ならば、康則の猶子としてそれに下司職を相續せしむべしと、想定する所、宗□の妻は父の所存に違はずして男子を出生せしかば、神の加護と悦び、生後廿日頃より引取りて養育し、實子に異らざる愛撫を加へしが(以下缺)とあり。その文書は以上の程度に首部僅かに存するのみにして、全豹を窺ふ能はざれども、奉則の訴狀に言へる四百年といひ八代といふ事にも多少の矛盾はある如けれども、奉則が康則の實子に非るべき事を察知し得べく、かくて奉則に傳はりしものが平朋友にも傳はるに至りし経路を暗黙の裡に暗示するものゝ伏在するは、看却すべからざる事なりとす。

其の後更に複雑なる關係を生じたり。即ち寶治元年七月廿七日に至りて、下司職は、新に百帖袈裟を貢納すべき新條件を提出して、補任を要求せし左衛門尉たりし言光(入道して、後に實圓といふ)に與へられたり、言光とは朋友の子なり。されば廿九日には新任下司職言光の請文は印藏に納めらるゝまでに及び、更に八月十五日東大寺年預所は下文を大井莊官百姓等に下し、前下司奉則は寺命に應せず、不忠を以て事となす故に、相傳の文書を捧げて以て新補を求めし言光を改補したり、然るに奉則

なほ奸謀不敵を企つるは、これ偏へに寺門を忽諸になすの所以なり、故に奉則は宜しく庄内を追却すべく、もし庄宣百姓にして彼に同心する輩あらば、交名を注進すべきものなるを命じたりしが、さりとてその實行はなか／＼に容易の事に非ず、庄内にも奉則に同心し、新下司言光を悦ばざるものまた多かりしは察するに足るべく、同月廿六日殆んど同様の年預所下文は出されたり。これ蓋し言光は何等かの好條件を申出して、奉則より下司職を奪取せんとして成功せしものならん。然るに建長元年五月六日には東大寺政所は不思議にも奉則を以て下司職に還任し、同三年八月十八日には奉則の讓に任せて其の嫡子則親を以て下司職に補任すべき補任状を出したり。寶治以來建長に至る如此き寺家の態度の豹變は、別當交替の際にはよく發露する所の現象なれども、東大寺の此の際には、第百一代法印權大僧都定親の治山中に屬し、別當交替を以て解く事能はず。されば恐らく寶治元年新補の言光が申出に眩惑されし寺家が、其の申出を信用して言光に改補したりしも、言光は就任の後に於ては、さきに提出せし條件を實行せんともせず、寺家の要望も馬耳東風と聞き流せしを以て、偽かれたりしを悟りし寺家に於て、再び舊の如く則親を採用し、言光の不信に對せしものと解するを妥當なりとすべきが如し。

若し果して以上の如しとすれば、折角さきに補任状までも得たる言光としては、このまゝにして手を拱き得べき事に非ざれば、苦意の結果、事の次第を朝廷側に申出て其の助力を得んとし、後嵯峨院の院廳に訴願してその院宣を下賜されしが、幸にも文應元年七月十七日第百二代別當法印大僧都宗性

の改任せらるゝに際會せしかば、其の任初の寺務として言光の希望は達せられ、下司職に再び還補せらるゝに至れり。<sup>11)</sup> 事態如此くに進展すれば、それに對して對策を講せざるべからざるは大中臣則親にして、彼は事件を六波羅に持ち出し、其の支持を得んとし、<sup>12)</sup> 更に鎌倉幕府にも事の仔細を觸れ申せしかば、幕府は弘長元年八月八日北方六波羅探題北條時茂に宛て、御教書を下し、<sup>13)</sup> 則親・言光兩者の係争は、道理に任せて、本所に於て成敗あるべきものなる事を注意し、御家人の關與せざる土地に關する論争は、すべて本所側の成敗たるべく幕府の口入すべきに非ずとする祖法の主旨を固守せり。惟ふに幕府が此種土地問題に容喙せざるべきは賴朝以來の大法たると共に、近く制定せられし貞永式目にも明記する所にして、則親の之を知らざる筈なきにも拘らず、敢て六波羅及び鎌倉の支援を求めしものは、他なし別當定親の幕府との關係を辿りしものに非るか。即ち仁治二年正月以來第百一代の別當たりし法印權大僧都定親は、嘗て寛喜元年六月以來寶治元年六月三浦泰村の事に縁坐するまで鶴岡八幡宮寺社務職たりし人なれば、案外に幕府に接觸を有する仁なりと云ふべくその關係を手頼りて六波羅及び關東にまで問題を波及せしめしに非るか。されば彼に代りて別當職たりし第百二代の宗性が、左衛門尉言光の申出を易々として承認したりし所以も、また臆氣ながら了解し得る所あるべきなり。

言光を庇護したりし別當宗性は、弘長三年勸修寺僧正と言はれし前法務大僧正聖基に職を讓れり。かくして則親のために惠まれたる世界は廻り來れり。されば言光の讓を得たる前對馬守行澄言光の子かと思はるれ

ども證左なす。また後嵯峨院の院宣を得て下司職に補せられたりしを以て、則親は大に之に對抗せんがために相傳文書證文類を帶して、院に仔細を奏聞するに至れり。院廳に於ても如何ともする事能はざるを以て、先づ院宣を下され、事件の淵底を尋ね究め、道理に任せて成敗あるべき由を申渡されたり。茲に於て寺家は双方を召して對決せしめしが、則親の申状によれば「親父奉則はその養父康則の讓を受けたるものなるが、康則の死後、其の後家妙蓮はその女子等の語を得て、奉則の預け置きし手繼證文等を抑留し、それらをすべて彼女の二女——言光の外祖母に當る——に讓與し以て非據の論を致せしが、それについては承元年中より代々辯じ置きし所にして、且つ當方に所有する證文に明白なり」と言へり。それに對する言光の陳狀は「康則、臨終のとき、すべては後家（妙蓮）の計たるべきを遺言したりしを以て、奉則には不調法の子細ありしかば、後家はそれらを二女に譲り畢れり、康則、奉則に譲らざりしものなる事は後家讓狀にも分明なり」と言へるものあれども、東大寺公文の判定する所によれば、「もし後家にして當職を進退すべき由の、康則の遺言がありとするならば、何ぞ其事を文書に書きて後家に與へざりしや。其の點に頗る不審の貽る所なり、且承元五年三月十二日の問注記によれば、奉則が康則の讓狀を得たる事は、後家妙蓮も既に之を認むる所、また康則存生の時に讓狀を孫女——嫡女の生む所にして奉則の妻となりしもの——に與へし事も明かにして、其事は既に領家の見參にも入り、寺家よりは安堵の御下文を奉則に賜はりたるものなり。故に後家の申す孫女（後家の次女大中

臣氏の産みし女、即ち平明友の妻)への讓狀を進覽すべきを言光に申附けしも、今に何等の提出する所なく、かくては其の申す詞と文書の證左と符合せず。……然らば、則親の申狀、其の謂なきに非ず、早く言光の非論を止め、則親をして元の如く下司職たらしむべし」とし、永文元年卯月廿八日下文を下して則親を下司職に任じ、且康則の跡を領知せしめ、年貢以下恒例臨時の課役を懈怠なく弁勤すべしとしたりしかば、東大寺政所もそれに倣ひて御教書を出し、下司職を則親に安堵し、事の仔細を六波羅北條時茂に報告し、時茂からは五月三日に、東大寺からは五月八日に、事の結果を新藤庄司三郎と言はるゝ則親に傳達したり。されば則親の申す所は理の當然として勝利を得たりと言へ、その陰には何となく武家の力の扣ゆるを看取し得べし。

第百三代東大寺別當たりし勸修寺の僧正聖基に代りて、醍醐寺座主法務權大僧正定濟に、東大寺別當の宣下ありしは文永四年四月廿二日の事なり。これまた大井莊下司職を相争へる言光としては、則親に代り得べき機會の到來を思はずんば非ず。而して言光は、此時入道して肥前入道實圓と號せしが、其の機會を握む事を決して忘れざりき。即ち實圓は曩きに寶治元年七月に、從來の下司として出すべき乃貢の外に、百帖袈裟を學侶中に献すべき由を申出して滿寺の評議を得、以て下司職に任命されたりしかの舊例を申出し、改めて下司職に還補せらるれば、乃貢以下の進納すべて先例を守るべしとせしかば、衆徒は群議を加へ、現下司則親が、とかく武威を募り寺家を蔑如し、莊家に於て非法を行ひ、

年貢の運上は期限を遅れ、法會の料絹は逐年粗惡品を以てする所以のものは、要するに前任別當が寺門の評議にかけず、たゞ武家の口入ありと稱して淵底を究めざりしによるものなれば、今はその前の制定を改めて言光を以て彼職に補任すべしとし、百帖の安陀會料——絹廿五疋——は毎年俱舍卅講以前十一月中に年預所にまで進納すべき事を條件として下司職を言光に宛行ひたり。<sup>19)</sup> 弘長二年六月廿五日の事なり。其の宛行状の中に、則親は天役と稱して一莊に不當の課役を企て、地の利を掠め取り、百姓を惱亂せしめし事を記せるものあり、また文永七年四月日の東大寺政所下文によれば、<sup>20)</sup> 則親は下司職を質物に置きし事をも言へり、それらの則親の無法なる行爲は別に敢て異とするに當らざれども、其の間の事情に就きては、正應六年六月日大井莊下司鶴菊丸訴狀案にや、<sup>21)</sup> 詳細に記述せるものあり、後の必要もある事なれば、その意を摘録せん、「則親は此の時、その下司職を林法橋慶秀なるものに對して質入したる事あり、その後慶秀は質入期限既に經過せしを以て、之を取流すべしと云ひ、則親は其の猶豫を乞ひ、相互よりの議論は相嵩じ、終に慶秀はその質入され居る質物の田を苟り狼藉を働き私合戦にまで及びしかば、双方ともに關東に召されて、流罪に處せられたるものなり」と言へり。而して今後に現はる、下司職管領の土地支配の中に、慶秀跡名田畠十三町八反大九步なるもの見ゆ（例へば、建治二年十二月日沙彌實圓所職名田賣券の如き）、<sup>22)</sup> 相論の一方の當事者たりし林法橋慶秀の所有地も沒收せられ、下司職の得分中に加へられしと解すべきが如し。

則親のかゝる失脚は、當然に實圓の勝利を導き、沙彌實圓に對する下司職の補任は、文永四年七月日東大寺政所下文にて確認せられ、四月廿七日附の別當御教書は預所に宛てられ、同日預所は下文を以て補任狀を出し、別に定憲の奉書を以て肥前入道實圓に施行せられ、一時事件は落著したり。

〔註〕

- 1 東大寺要錄卷二 2 東大寺百卷文書第廿二號 3 同上 4 同上 5 研究室第九册所收寶治元年七月廿九日執行藏人法橋書狀案 6 百卷文書第十四號 7 影寫本第七册及研究室第十册 8 百卷文書第廿二號 9 同上第卅三號 10 筒井英俊氏所藏文書正元元年七月十二日東大寺別當御教書 11 同上 12 研究室第十册正元二年三月六日北條時茂書狀 13 研究室第十册 14 百卷文書第五十六號所收 15 影寫本第七册 16 研究室第十册 17 同上 18 同上 19 筒井氏所藏文書文永五年正月廿四日東大寺衆徒宛行狀、此の宛行狀の中に「就中、鎌倉二品家之時、於當庄下司職者、不能口入、可爲寺家之成敗之由、被出避文畢」といふ句あり。實はこれは建暦元年にありし地頭職の事なり(東大寺要錄卷二)従つて其時は既に頼朝死後の事に屬し、二品家の御時とは言へざるも、それをかく知りつゝ巧みに利用せる所に、注意を要す 20 百卷文書第十六號 21 研究室第九册 22 百卷文書第七十五號及研究室第十一册に收む 23 百卷文書第十六號 24 同上 25 百卷文書第十二號

文永十年十二月廿五日東寺一長者大僧正道融は、定濟に次いで第百五代の別當職を襲ひたり。沙彌實圓はいよいよ奉公の忠を致して所職の確保に努力し、(一)俱舍卅講の捧物として袈裟絹百帖——見絹廿七疋四丈との細註あり、一疋は八丈を普通とするを以て換算すれば二百廿丈となる——を備進し(二)毎年手搔會田樂の裝束料を出し、文永五年以來、別に百帖の袈裟絹を奉り、文永九年前寺務のために掠取されし分を辨償する等を條件として、大に寺門のために盡す事一再に非ざりしかば、新

別當は、文永十一年二月日宛行狀を出して實圓の下司職を安堵し、併せて對馬前司行澄を以て易へんとする前寺務の非據を指摘し<sup>1)</sup>、引續きて龜山院は院宣を以て言光の下司職を承認し給ひ、言光の地位は暫く安固に歸せり、時に建治二年なり<sup>2)</sup>。其後に於ても建治二年十二月廿一日東南院の僧正聖兼が別當に任せられし後に於て、建治三年六月及び弘安二年八月に安堵せられ<sup>3)</sup>、弘安四年三月安祥寺僧正道實に別當宣下の後に於ては同年七月に<sup>5)</sup>、また同年八月勸修寺長吏僧正勝信拜任の後は、同年十月に<sup>6)</sup>、それ〴〵安堵狀を得て、相傳の權利を確保し把持しつゝありたりしが、さればとて、下司職を保持する事が、必ずしも彼等の生活の安全を意味せざりしと見え、建治二年十二月廿五日、沙彌實圓は惟宗氏女と連署して、其の重代相傳の所職名田島——(一)大井庄下司職、(二)下司職名田島六十九町八反三百五十步(石包名にあり)、(三)慶秀跡名田島十三町八反大九步——に手繼證文等を相副へて、永代を限り、直錢三百貫文に、沙彌一阿彌陀佛に賣却し<sup>7)</sup>、翌三年十二月日には同一の物件を四百貳拾貫文に沙彌性圓房に沽却したる事あり<sup>8)</sup>。之によれば賣却の形式を取りて質入したりとも解し得べきものにして、何れにしても建治二年には三百貫文、翌三年には四百二拾貫文の負債を生じつゝありし事は明かなりとすべく、かゝる苦しき生活の結果は、結局年貢未進遲滯の姿となりて出現し來るものなるべし。蓋し奉則教圓(明友)兩流の代々相争へる結果は、種々の秘計を巡らす事となり、寺家に對しては補任料の増進を申立て、自己に有利なる展開を望み、寺家よりすれば此の補任料の増額は漸く窮迫し



來らんとする寺家の財政のためには、力強き救助策に外ならざるを以て、下司職の頻繁なる交替は、寧ろ大に希望する所なり、されば寺家よりするも、機會ある毎に、改易を企て、其の結果は莊家の疲弊を請來し、所職は安定せず、ために諸種の害惡、茲に胚胎・發生するに至るものなり。

吾人が以上に於て、煩雜極りなく跡附ける事さへ困憊を感じる程の、下司職交替を觀たりし所以のものは、實に領家預所が下司職の補任料を彼等の役得として其の收入の中に計算したりしものなる事及びそのために必要以上に改易が繰返されたりし事象を示さんがために外ならず。而して其の歸結する所は、下司職の疲勞、莊民の困乏となり、終には下司職の不法、乃貢の未進となりて、結局は寺家それ自身が最も大なる損失を受くる事となるものなり、かくしては終に寺家としても反省せざるを得ず。寺家は何等かの方策を發明せんと努力すれども、さりとして、この多年の宿弊を斷然改良し得べき名案のあるべくも非ず、一かどの妙案と思はるゝものありとも、それも只僅かに一時的に効果を擧ぐるのみ。

〔註〕 1 東大寺百卷文書第十六號 2 同上第十二號に關係文書を多く收む 3 同上 4 同上及影寫本第八冊、研究室第九冊 5 百

卷文書第十四號 6 同上第十四號及び中村雅真氏所藏文書中にあり 7 研究室第十一冊、百卷文書第七十五號 8 研究室第

十一冊、百卷文書第七十五號

今茲に論せる大井莊に於ては、下司職の寺家に對する横妨極りなく、また莊民に對する窄籠甚しか

りしかば、下司職を相諍せる一方の大中臣則親の子則成死去し、更に他方の教圓の末葉も實圓を以て中絶したりしかばその機に乗じ、東南院大僧正聖兼再び別當に復任するや、弘安六年十二月一日幼稚より東南院に祇候せる僧隆實を以て、預所職となすと同時に下司職を兼帶せしむる事となれり。其時新に任せられんとする下司職より申出たる條件は、

一、永代を限り、下司職を兼帶せしめらるゝ上は、八幡宮法義料として、損亡に依らず、路次の失墜に拘らず、毎年十二月を期限として錢貨三十貫文を世親講藏に出すべき事。

二、所務すべて先例を守り、預所に對しても、百姓に向ひても、新儀非法を致すべからず。

三、寺家への年貢並に公事、寺務への勤役、其他下司職として沙汰致すべき事等は、舊例に任せ、疎略を存すべからざる事。

四、當職を他人に賣却し、或は質物に差置くべからず。もし之を買取るか質物に請取る輩あらば、盜犯に處せらるべし。

といふにあり、寺家よりは

一、上記せる進物等の種類質量共に毎年懈怠なく提出するならば、彼の子孫の中にて當寺の寺僧となりしものにして隆實の讓狀をさへ帶ぶれば、必ず下司職に任命すべし。縦へ、寺務職の變替によりて下司職を改易せんと擬せらるゝ事ありと雖も、惣寺としてその議に反對し、隆實の方を支持す

べし。

二、奉則教團の兩流と稱して、怠狀を出すものありとも、惣寺としては之を叙用せず。もし或は院宣と稱し、或は武家の輩と號するもの出來する事ありとも、其際には、堅く當方の主張を固持し、もし容られざるに於ては、寺家大訴の方法によりて此の規定を保護すべき事。

三、但、萬一隆實及び其の子孫のうちに怠慢の事ありて、改易せらるゝ事あらば、實際は年々出せし談義料等は之を返戻さるべし。

四、隆實又は其の子孫以外のものが假令、進物の増加を以て件職に補任せられん事を望むものありとも、寺家は之を叙用せざるべし。

等の條件を以てして、隆實をして下司職をも兼帶せしめ、下司職として管領すべき六十九町餘の下司本名田嶋を支配せしむる事となりしは、正應二年六月の事にして、隆實は、「毎年所進の法華・華嚴兩大會の料物」の外に、言光法師が新例を開きし「新袈裟絹百帖」と、更に今度加へられし「談義所三拾貫文」<sup>3)</sup>とを出す事となり、もし彼代官が不調非法をなす事ありとも、必ず隆實の責任として、件の貢物は必ず完納すべく、もし遅怠せしめば其職を改めらるべしとの條件を以て、補任狀<sup>1)</sup>並びに宛行狀<sup>2)</sup>を下され、僧隆實はまた直ちに補任の條件に應せる請文を出し、<sup>3)</sup>また後に東南院主並びに西室院主にも其由を申出で、<sup>4)</sup>改めて加判を乞ひ、之を得たりしは正應四年九月の事なり。その翌五年二月には、さきの宛行

狀の旨を守りて、其子鶴菊丸(後に侍從殿といふ)に讓與するに至れり<sup>5)</sup>。去り乍ら、かくまでの誓約を取交して其の安固を期せし隆實の折角の所企も、やはり安泰なるものには非ずして、正應五年鶴岡八幡宮寺社務職たりし佐々目の僧正頼助が、東大寺別當を兼帶するに及び、預ねてより鎌倉將軍家よりは少からぬ後援を得たりし大中臣則親の末葉のものは、また擡頭し來り、孫(則成の子)觀音丸の名に於て、重代相傳の由緒を以て、下司職の新任を求め出でたるを以て、鶴菊丸は正應六年六月日訴狀を上り、惣寺宛文・政所御宛文以下の證文を備進し、則親が不法によりて、關東にて所斷されし歴史を物語り、淨生<sup>7)</sup>の末葉また年貢を進濟せずして不廉直なりしかば、永く以て其名字を捨置かれたりしものなるが、自分の親父隆實は興隆の志厚く、下司の得分を割きて八幡宮談義供料に寄附したりしかば、その忠義により、子孫永く相承すべき由の満寺連署の宛文を賜り、且つ東南院西室院の遵行さへも得たるものなる事を主張し、佛法興隆のために僧坊止住の學侶に寄進されたる周防與田保・學侶衣服料と成されたる大井庄榎戸郷・惣寺の沙汰を以て處分されたる黒田莊下司職・武家の手より惣寺管領に歸したる大和國赤尾庄等を、その傍例となし得べしと言ひ、されば則親・淨生兩流共に其の望を斷つべく、寺家として今更の沙汰に及ぶべきに非ざるべきを力説したりしも、寺家は之に對して、「則親が不忠を存じ寺家怨敵とされたりしは昔日の事にして既に若干の年序を経たるもの、新に咎むべきに非ず」とて、正應六年七月十七日前大僧正坊政所の下文を以て大中臣觀音丸の下司職は認められ<sup>8)</sup>、七月

廿日にはその補任狀が下された。<sup>9)</sup>

鶴菊丸は、かくてあるべきにあらざれば、更に八月再訴狀を以て「則親之末葉、自關東御寺務、蒙成敗、已以補任、居住庄家之由、有其聞、雖非信用之限……若及理不盡之御成敗者、匪啻含鶴菊丸鬻訴、奉爲惣寺、定爲其煩歟……」<sup>10)</sup>と愁訴したりしが、その哀願は少しの効果も示さず。然るに東大寺滿寺衆徒としても、さきに隆實に與へし滿寺衆徒連署の宛行狀の契約もあり、其の面目もあり、些か佐々目僧正への反感もありしと見えて、永仁二年五月十八日及び同年八月日學侶の群議<sup>11)</sup>を披き、隆實補任の由來及び其の條件を想起し、「今新に大井莊下司職が不慮の改易に遭ひて、奉則の末葉に補任せらるゝ事は、全く寺家として愁傷の極なるのみならず、奉則の如き寺敵の末葉に改替せらるゝ事全く以て鶴菊丸のためにも不便の至なり、而して寺務が學侶一揆の申狀を須ひずして下職一人の申出に應諾せらるゝ事は實に慨歎すべきであり、且つ此の違亂のために談義の退轉を來すべきは、佛法のため御哀察あつて然るべし、學侶としては何度たりとも執申すべければ、速に些かも相違なき様の御計あるべし」とか、「學侶の執否度々に及べども、今に御承引なきは恐鬱の至りにして、殊に當御代は、専ら佛法興隆の御願、懇勸他に異りと聞く、されば此愁狀を容れ給はざる事やあるべき。新下司は不忠の餘流、當寺の棄置く所なり」とか具申して、鶴菊丸の方を支持したる解を、別當寺の執行讚岐法師宛に出したりしが、又別に佐々目僧正に代りて東大寺に止住したりし寺務代權大僧都定春も、同年九月<sup>12)</sup>

二日、一通は讃岐法師に、一通は宗賢に宛て、舉狀を出し、學侶の面目維持に大に力を致したりしも、更に其の效もなく、佐々目僧正頼助が一代は過ぎたりしと見ゆ。

- 〔註〕 1 影寫本第十五冊、研究室第九冊、筒井英俊氏所藏文書 2 筒井英俊氏所藏文書 3 研究室第九冊 4 筒井氏所藏文書 5 同上 6 研究室第九冊 7 何人なるやを明かにせず。平明友の末葉に當るか。永仁六年三月日東大寺衆徒等訴狀案（研究室第十冊所收）に「文永以後淨覺廣川齋門入道、實圓那口入道、性圓尾藤太郎入道、重範流仁房、隆實大実房 此等補下司職了」とあるものに從へば、淨生は此等の中の一人なるは疑を容れず 8 研究室第十冊 9 影寫本第十五冊、研究室第十冊 10 研究室第九冊 11 同上 12 三論宗の系圖にも見ゆる僧侶にして、樹度を師とし、道快・智舜を相弟子とせる人なり 13 研究室第九冊

其後永仁六年二月十五日東大寺衆徒の解<sup>1)</sup>によれば則宗（先に觀音丸として出現したるもの）の濫許に對抗してそれを棄捐せられん事を求めたるが、其中に「則宗の祖父則親、林法橋慶秀と私合對致せしを以て、双方を關東に召下し、流罪に處せられたるものなるが、もし則宗の申す如く則宗が御家人ならば、此時、御家人領跡は他の御家人を以て補すといふ原則により、別の御家人に宛行はるべきなるに、則宗は御家人に非ず、従つてその所職といひ、名田といひ、都て以て關東の御綺たるべきに非ずして、本所一圓の寺領として下司職並びに慶秀の名田島共に本所に收公せられ、今に知行する所なり」と言ひ、三月日の再訴狀は蓋甚しく、殆んど意味の通せざるものなれども、其中に「任貞應嘉祿式目、可被付本所之由、□□□忽被停止地頭職了<sup>3)</sup>」とか「則宗の一門は永く跡を削り停廢せられたるに

拘らず今なほ安堵の御下知狀を有すると稱するは、恐らく偽書なり」とか「永仁四年に則宗知行したりといふは、佐々目僧正案内を知らずして、左右なく彼を補任せられたるなれども」とかいふ文字を拾ひ得べく、また更に「本願上皇の御記文及び右大將家の懇志を守り、建曆關東の御去狀に任せ、則宗を本所敵對の罪狀に處せられん事」を求めたるものもあるが、やがてすべては隆實の手より鶴菊丸に、鶴菊丸より小法師——初若丸、萬鶴ともいふ——に傳領されたりしが、南北兩朝の對立となり、下司職の傳統も、非常なる變異ありて殆んどその正姿を認むる能はざるに至るを以て、茲に筆を收めて、次の問題に及ばんとす。

〔註〕 1 研究室第十冊 2 同上 3 正應六年六月大井莊下司鶴菊丸訴狀案(第十冊所收)にも「任貞應嘉祿式目、自當寺訴申之間、至地頭議者、被停廢畢」とあり 4 京都帝國大學國史研究室古文書彙第八冊

## 五年貢の進納

大井莊より東大寺へ進納すべき年貢が何程なりしやは、大井莊の四至に常に出入のありし事の當然の歸終として、正確に一定の數量ありしとも思はれず。従つて其の計數を示す事は頗る困難にして、且つ計數そのものが歴史的に價値あるにも非れば、僅かに既出の建保二年五月の東大寺寺領注進に「所當御地子、絹百六十一疋七尺 疋別七反定、此外糸綿桑代等在之此大旨也」が定田百十二町七反百四十歩に對して課せられし地子なりしを知るにすぎず。正慶元年八月七日大井莊花殿會料算用狀<sup>1)</sup>及同二年二月

四日同算用狀によれば、法花會料は毎年二百十貫文にして、また曆應三年三月十日大井莊花嚴會料名寄帳<sup>3)</sup>によれば、花嚴會料は三十貫文なり。共に時代頗る降れると同時に南北兩朝の對立せる際の事として、或は特異の數かとも思はるゝを以て、今茲には何等の根據に爲さんとするに非ず、たゞ年貢の一斑を概觀する史料として示せるに過ぎず。なほ此外に新に言光法師が新例を開きし建曆元年平明友下司職たりし時より俱舍三十講の捧物として袈裟絹百帖——見絹二十七疋四丈<sup>4)</sup>を出し、八幡宮手搔會田樂裝束料二十一疋四丈<sup>5)</sup>と、隆實が下司職を兼帶せし時以來新に出せる八幡宮談義料三十貫文ありしを、既出の史料によりて知るのみ。

而して此の大井莊よりの収入は沙汰人と呼ばれる、三莊官(下司代・田所・公文)によりて實際上の事務は取られしものなり。南北朝時代の史料中に下司代僧堯圓及び專重あり、田所職に沙彌惠阿・大中臣家國・同光康・僧道遵等あり、公文職に藤原宗奉・同同光・大中臣則親等の名見ゆ。而して此三職は、三職が協同して一體となる以て莊務には關與すれども、また其の事務には得分關係に應じて分擔ありしと見え、元徳二年の三方會料名寄帳<sup>6)</sup>には石包符下分・國吉符下分・公珍符下分の三部分に分載せるものあり、また延文四年九月三日大井莊法花會注文<sup>7)</sup>には「……運上三方足□事」とありて「田所符」「公文符」「下司符」に分けて員數を記し、延文二年十二月二十二日の算用狀<sup>8)</sup>は下司符下のものゝみを記せり。而して下司符なるものが専ら下司の關係する地域とすれば、それは石包名たる事は明かなれば、下司符



を以て石包符下分と一致せしめ、公文符下を國吉符下分と一致せしめ、更に田所符下を公珍符下と一致せしめんとする説<sup>9)</sup>強ちに棄て去るべきにも非るが如し。

〔註〕 1 東大寺百卷文書第八十二號 2 延文二年十二月廿二日の算用狀(百卷文書第八十二號所收)にも下司符下法花會料七十貫とあり。後に言ふ如く、下司符、公文符、田所符の三方に分れて進上せるものなれば、もし三方平均に同額に貢納するものとすれば、二百十貫の數は、割合に信賴するを得べし 3 研究室第十冊 4 假に建保二年五月の計數を以て換算すれば、正別七反歩なるを以て二十七疋四丈は十九町二反半の地子に相當す。なほ大垣市史は、これを明友の下司職たりし建暦元年よりと言へるが(同書九〇頁)、こは文永十一年二月東大寺宛行狀等にある言光の申狀によりしならんも、果して實際に建暦より其事ありしや不明なり。恐らく言光の時以後ならん 5 文永十一年二月東大寺宛行狀にある行光の申狀に「以彼桑蓀破引成于每年手搔會田藥之裝束料、于今無闕如」と言へり、建保二年五月日の注進に見ゆる「此外糸綿桑代等在之」と言へるものに當るならん。而して其納二十一疋四丈と言へるは文保二年十月廿日の大井莊料絹送狀(百卷文書第五十七號所收)端裏書に「大井莊手搔之料絹送文 文保二」とあるものによる。二十一疋四丈は十五町半の地子に當る 6 研究室第九冊 7 百卷文書第八十二號 8 同上 9 大垣市史上卷第百〇九頁。

大井莊の年貢——就中、新袈裟料とか八幡宮談義料の如き附加税は、割合に都合よく進納せられしが如し。例へば乾元二年正月東大寺年預所記録<sup>1)</sup>にも八幡宮談義用途は、「最初之契約、異他之上者、談義結日、可令下知之、若於過此日限者、設雖後日、引之、諸衆更不可請」と言へるは、或は其の進納とかく遅れ勝となり、未進となるべき處ありての事とも解し得べきなれども、この記録が、多少とも効力を發生せし所を以て見れば、全然未納なりしとも斷すべからず。もしそれ袈裟用途に至りては、最

も永く納入の實擧りしものなり。さればもし、寺家の用途に不足・窮迫を生ずれば、大井庄新袈裟用途を抵當として、他よりの用途を借請け以てその必要を満たせり。嘉曆三年四月七日用途請取狀<sup>3)</sup>、元徳三年三月二十三日奉行法眼(花押)借狀<sup>3)</sup>以下、多數の借用狀に「以大井庄新袈裟用途、可被立用之」の句の見ゆるは其の一證なり。

去りながら、一般莊園の常として、年貢の進納は時代の降ると共に澁滞し、時を経るに隨つて未進懈怠の多くなりしは論を俟たず。大井莊の如き或は「自去々年初冬、世上令動亂、市津全分不立之間」<sup>4)</sup>とか、「先下司餘類以下惡黨等、相語、當庄亂入、可庄作稻之田、其間候之間」<sup>5)</sup>とか、それ相當の口實を構へて、年々法花會々料の未進莫大に達し、恒例の勅會違亂に及ぶ事數なく、佛法の衰亡此時に存るかといはんばかりの有様にて、年預は小綱を使者として莊家に遣し、嚴重に調査せしめ、その未進の百姓の交名を注進せしむる事とし、「もし沙汰人等として、自由を存じその注進に應せざれば、定めて後悔あらん」と云ふ風の下文を出す事は一再に止らず<sup>6)</sup>。然るに此種の公人大井莊に下向すれば、莊家としては、彼等に不儀の仔細ありと申して、其命に應せざらんと努め、それに對する寺家としても、莊家の申狀を全然に無視する程に、小綱等に對して信憑を置き得べきに非ず、さりとて莊家の申出をそのままに採用し得べきにも非ざれば、かゝる事あらんには、取りあへず、莊家は寺家に訴へて、寺家の成敗を仰ぐべきを命じてそれに善處せる事もあり<sup>7)</sup>、或は其の未進漸く嵩するに及びては、公文に

對して「南都に參上し、結解を遂ぐべく、若し其命に應せざれば、罪科に處すべき」を以てする事もあり。而して、かくの如き南都參上を命するに及べば公文等は大きい其の一部の年貢を進濟し、殘部は年賦を以てせんとするを常とす。<sup>8)</sup>例へば、貞治五年三月十九日學侶年預下知狀案<sup>9)</sup>によれば、大井莊下司の進納すべき新袈裟用途の未進莫大に達したるを以て、寺家下司に對して大に叱責する所あり、それに對して下司また言辭を極めて歎願したりしかば、寺家よりは左の方法を以て、決濟すべきを命せり。

一、從來、未進決濟の目的を以て年々提出せし新袈裟用途毎年四十四貫文は、今年丙午の歲より乙卯の歲まで十ヶ年間は毎年定額より十貫文を減じて毎年三十四貫とし、十一月を以て期限とする事

一、殘れる年々未進分百三十四貫の中、三十四貫は免除する事

一、その殘部百貫は本年より向ふ五ヶ年間に毎年二十貫文宛を進納すべき事

されば翌廿日下司僧某は請文を上りて、其の三ヶ條を奉り、且つ「或天下一同大損亡、或路次賊難、或守護等之違亂、若盜賊等之難、如此等事雖在之、於請申分者、更不可有未進對捍、若背期限、若致未進者、雖爲十ヶ年内、被破減少免除之儀、可被經嚴密之御沙汰者也」と誓言をなす所ありたり。<sup>10)</sup>特に珍らしといふには非れど、一例として記す。

〔註〕 1 研究室第九册 2 影寫本第四册及び百卷文書第八十九號 3 影寫本第四册 4 影寫本第四册所收建武四年二月大井莊々家

解。建武二年十月足利尊氏叛す。美濃守護土岐頼貞之に同す。さればこの大井莊々家解の中に……彌隨于日、兩御方之軍勢等日夜朝夕上洛刻、令亂入于庄家、牛馬以下資財等、不知其數、至于米大豆等者、悉令負運……此等之次第、即欲申入之處、依塞路次、乍歎、送數月畢」といふ文字あり。蓋し多少實際の事實を記せるならん 5 研究室第八十八冊 6 影寫本第十二冊所收元弘二年正月廿六日年領所下文案 7 東京帝國大學所藏東大寺文書一の三、建武四年五月二日大井莊沙汰人請文案 8 研究室第十冊延文元年七月大井莊公文藤原宗光目安 9 研究室第五十四冊 10 同上七十一冊

本莊の年貢を記すに當りて、最も意を止むべきは、兵士の事なり。兵士と年貢と關料との關係に就いては既に相田二郎氏が多年蒐集したる史料によりて「歴史地理」誌上に發表せる所あれども、東大寺所藏文書より見れば「兵士」につきての見解に多少賛同し難き點を發見す。その事に就きては、國學院大學の『國史學』第五號昭和五年十二月に於て「莊園の兵士に就いて」と題して卑見を述べたる所あるを以て再說せざるべし。

大井莊よりの年貢は、割合に久しく貢進され、戰國の頃までも其の史料を存す。殊に下司職の得分たりし石包名に於て然り。而してそれは或は新袈裟用途として、或は談義用途として、或は新藏屋定籠用途として送られしも、永正十八年定使家長の算用狀によれば、貳拾貳貫の法花會料、貳拾貫の料絹、八貫の花嚴會料、合して五拾貫が大井莊より發送せられたる事を記すによりて、法花嚴兩會料はその昔に比して極めて少額なりしも、年々の勤仕を缺かさざりし事だけを知り得べし。

其の年貢が大井莊より南都に運ばるゝ途中に於ける費用及び、其の經過する路次を知り得べき史料として文明十八年七月廿八日新袈裟用途結解狀<sup>3)</sup>、長享元年十二月十三日同上<sup>4)</sup>、永正四年十月廿六日濃州年貢請取狀<sup>5)</sup>、永正十五年正月十五日前見大井莊年貢算用狀<sup>6)</sup>、永正十八年大井莊年貢算用狀<sup>7)</sup>を擧げ得れども、それに關しては既に別に記せるものあれば、これまた再說せざるべし。

〔註〕 1 研究室第九冊及第五十三冊に多くの史料を收む 2 研究室所藏東大寺文書第三十四號 3 研究室第五十三冊 4 同上 5 同上第五十九冊 6 第五十七冊 7 研究室所藏東大寺文書第三十四號 8 『太湖』第五十一號(昭和五年四月發行) 拙稿「太湖航路に關する一二の史料」及び『小川琢治博士還曆記念論文集』拙稿「港市としての坂本」

以上に於て大井莊に關する大體の觀察を終れり。今にして思へば大井莊に就いて第一の觀點は莊司の組織、就中、下司職傳領の複雑さに存せりと言ふべく、なほ沙汰人と呼ばるゝ下司代・田所・公文の三莊官が掌る職務の内容を更に検討すればと思はるれども、それをなし得ざりしを遺憾とし、本篇に於ては東大寺々領の一端を窺ふ事を以て筆を擱き、他の機會に他の寺領との比較に資せんとす。